



県 章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
12月9日
号外（1）
月 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	9

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成30年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、令和元年12月2日付で、滋賀県議会議長、滋賀県知事、滋賀県教育委員会教育長、滋賀県人事委員会委員長、滋賀県代表監査委員、滋賀県労働委員会委員長および滋賀県公安委員会委員長に提出したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月9日

滋賀県監査委員	大 野 和 三 郎
〃	平 岡 彰 信
〃	奥 博 司
〃	藤 本 武 司

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
知事公室	
秘書課	令和元年7月23日
広報課	令和元年7月23日
防災危機管理局	令和元年8月9日
総合企画部	
企画調整課	令和元年8月5日
国際課	令和元年8月26日
県民活動生活課	令和元年7月18日
エネルギー政策課	令和元年7月18日
人権施策推進課	令和元年7月16日
情報政策課	令和元年7月16日
統計課	令和元年8月9日
総務部	
総務課	令和元年7月19日
私学・県立大学振興課	令和元年7月19日
人事課	令和元年8月6日
総務事務・厚生課	令和元年7月16日
財政課	令和元年8月26日
税政課	令和元年7月29日

市町振興課	令和元年7月30日
検査課	令和元年7月30日
事業課	令和元年7月23日
文化スポーツ部	
文化芸術振興課	令和元年8月26日
スポーツ課	令和元年8月26日
国スポ・障スポ大会課	令和元年8月26日
琵琶湖環境部	
環境政策課	令和元年8月21日
琵琶湖保全再生課	令和元年8月1日
温暖化対策課	令和元年8月21日
循環社会推進課	令和元年8月1日
下水道課	令和元年7月29日
森林政策課	令和元年7月26日
森林保全課	令和元年7月26日
自然環境保全課	令和元年7月18日
健康医療福祉部	
健康福祉政策課	令和元年8月21日
医療政策課	令和元年7月17日
健康寿命推進課	令和元年7月18日
医療福祉推進課	令和元年7月26日
障害福祉課	令和元年8月6日
薬務感染症対策課	令和元年8月8日
生活衛生課	令和元年8月6日
医療保険課	令和元年8月8日
子ども・青少年局	令和元年8月22日
商工観光労働部	
商工政策課	令和元年8月5日
中小企業支援課	令和元年7月26日
モノづくり振興課	令和元年8月22日
労働雇用政策課	令和元年7月26日
女性活躍推進課	令和元年8月9日
観光振興局	令和元年8月21日
農政水産部	
農政課	令和元年8月1日
食のブランド推進課	令和元年8月5日
農業経営課	令和元年7月22日
畜産課	令和元年8月2日
水産課	令和元年8月22日
耕地課	令和元年8月1日
農村振興課	令和元年8月1日
土木交通部	
監理課	令和元年8月22日
技術管理課	令和元年8月22日

交通戦略課	令和元年8月2日
道路課	令和元年7月29日
砂防課	令和元年7月22日
都市計画課	令和元年8月2日
住宅課	令和元年8月5日
建築課	令和元年8月5日
流域政策局	令和元年8月2日
交通事故相談所	令和元年8月2日
会計管理局	令和元年7月29日
企業庁	令和元年7月22日
病院事業庁	
経営管理課	令和元年7月24日
総合病院	令和元年7月24日
小児保健医療センター	令和元年7月24日
精神医療センター	令和元年7月12日
議会事務局	令和元年8月9日
教育委員会事務局	
教育総務課	令和元年8月23日
教職員課	令和元年7月19日
高校教育課	令和元年7月30日
幼小中教育課	令和元年8月6日
特別支援教育課	令和元年8月23日
人権教育課	令和元年7月16日
生涯学習課	令和元年7月9日
保健体育課	令和元年7月19日
文化財保護課	令和元年7月17日
埋蔵文化財センター	令和元年7月17日
琵琶湖文化館	令和元年7月17日
人事委員会事務局	令和元年8月9日
監査委員事務局	令和元年8月21日
労働委員会事務局	令和元年8月23日
警察本部	令和元年8月23日

（注）なお、総務部長の職務に係る事項の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、藤本武司監査委員を除外した。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

私学・県立大学振興課

滋賀県私立高等学校等学び直し支援補助金において、誤って受給資格のない者に対して交付したため、1,828,224円が過大な支出となっている事例が認められたので、補助金返還の手続等適切な措置を講じるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。

総務事務・厚生課

普通財産の貸付に係る電気使用料において、徴収金額の算定を誤っていたことにより、調定額が1,742,307円増少となっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

循環社会推進課

行政代執行費弁償金について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,123,650,743円増加し、5,227,967,234円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

商工政策課

デザイン報酬の支払において、源泉所得税を徴収すべきところ、誤って総額を支払ったため、後日過払い分を収入し所得税を納付していた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

総合病院

(7) 平成30年度病院事業会計における患者負担金収入について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,121,186円増加し、42,457,552円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(4) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成20年4月から正当支給額を上回って支給され、222,236円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

精神医療センター

平成30年度病院事業会計における患者負担金収入等について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,015,108円増加し、11,832,706円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

高校教育課

高等学校奨学資金貸付金の償還金等について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ16,656,387円増加し、192,429,298円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

人権教育課

地域改善対策修学奨励資金貸付金について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ5,806,346円増加し、160,046,472円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 予算関係（2件）

- ・予算見積額等の措置が適切でないもの（農政課）
- ・支出の年度区分を誤っているもの（情報政策課）

(4) 収入関係（14件）

- ・調定もれまたは調定誤りがあるもの（下水道課、企業庁）
- ・その他収入に係る事務が適切でないもの（教職員課）
- ・貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの
（エネルギー政策課、財政課、障害福祉課、子ども・青少年局2件、中小企業支援課、流域政策局、小児保健医療センター、警察本部）
- ・現金の収納・保管方法等に適切を欠くもの（市町振興課、精神医療センター）

(ウ) 支出関係（6件）

- ・執行伺が適正でないもの（総務事務・厚生課、下水道課）
- ・支払いの時期が遅延しているもの（労働雇用政策課）
- ・契約期間内に事業を執行していないもの（流域政策局）
- ・交付決定等の手続きが適正でないもの（畜産課）
- ・補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの（水産課）

(エ) 契約関係（11件）

- ・仕様・図面の不備なもの（森林政策課）
- ・予定価格が適正に作成されていないもの（循環社会推進課、畜産課、総合病院）
- ・最低制限価格の設定が適切でないもの（道路課）
- ・入札に係る事務処理が適正でないもの（建築課）
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの（総務課、総合病院）
- ・検査・検収が適正になされていないもの（総務課、農業経営課）
- ・検査調書の作成等事務処理が適当でないもの（総合病院）

(オ) 工事関係（1件）

- ・設計変更の手続きが適切でないもの（事業課）

(カ) 財産関係（19件）

- ・物品の適正な管理を求めたもの（障害福祉課）
- ・不用決定、処分の手続きが適正でないもの（防災危機管理局、障害福祉課、監理課）
- ・公用車の事故の防止を求めたもの
（国際課、循環社会推進課、自然環境保全課、子ども・青少年局、耕地課、住宅課、企業庁、精神医療センター、警察本部6件）
- ・その他物品の適切な管理を求めたもの（会計管理局）

注：件数表示のない機関の指導事項の件数は1件である。

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係（17件）

- ・調定もれまたは調定誤りがあるもの（障害福祉課、子ども・青少年局）
- ・県税、貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの
（私学・県立大学振興課、財政課、税政課、文化芸術振興課、スポーツ課、森林政策課、医療政策課、医療福祉推進課、子ども・青少年局、農政課、水産課、住宅課2件、総合病院、教職員課）

(イ) 支出関係（12件）

- ・支出方法等が適当でないもの（農政課）
- ・諸手当の支給を誤っているもの
（総務事務・厚生課5件、企業庁、教育総務課2件、生涯学習課、労働委員会事務局）
- ・補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの（障害福祉課）

(ウ) 財産関係（10件）

- ・物品の適正な管理を求めたもの（国際課、農業経営課、都市計画課）
- ・不用決定、処分の手続きが適正でないもの
（医療福祉推進課、女性活躍推進課、農政課、都市計画課、教育総務課）
- ・公用車の事故の防止を求めたもの（警察本部2件）

注：件数表示のない機関の留意事項の件数は1件である。

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

令和元年7月9日から令和元年8月26日までに実施した84機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

全体意見

(1) 事務執行のあり方について

財政とは、国や地方公共団体がその任務を遂行するために営む経済活動であり、時宜を得た施策を行うためには、必要に応じて、先を見越した投資も必要と考える。

そのためには、職員一人ひとりが、常に県民ニーズや経済動向を注視し、前例に捉われず、柔軟な発想で事務執行に当たることが重要である。

今回の定期監査において、一例として、病院事業庁で18億円の資金を定期預金として運用している事例が見受けられたが、低金利の状況も十分に踏まえ、引き続き定期預金として運用するという従来どおりの取扱いに捉われず、患者ニーズに応えるため、医師や看護師の確保や高度医療機器の更なる充実等に効果的に投資し、病院収益の向上につなげるという視点も必要と考える。

については、一般会計、特別会計、企業会計を問わず、各所属において、職員一人ひとりが、常に地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」の主旨を十分に踏まえるとともに、前例に捉われない柔軟な発想により、緊張感を持って事務執行に当たられたい。

個別意見

(1) 長期保有地の解消に向けた取組の推進について（総合企画部企画調整課、総務部財政課、琵琶湖環境部循環社会推進課）

本県において、県土地開発公社や事業担当課が、当初、事業目的に沿って取得したものの、その後の事業計画の中止等により、利用計画が不明確な状態で長期間にわたり保有されている長期保有地があり、県有財産の適正な利活用の観点等から、早急な対応が求められている。

県では、これまで、長期保有地の利活用について、庁内における議論を行ってきたが、大半の土地について、具体的な進展が見られぬまま、今日に至っている。

今後、庁内における議論にとどまらず、民間の柔軟な発想も取り入れた、長期保有地の利活用に係る幅広い議論が求められる。

については、長期保有地の解消に向けて、民間による利活用も視野に入れた具体的なビジョンを早急に策定されたい。

また、県土地開発公社が保有している土地についても、民間への処分等を前提とした具体的な活動を公社とともに早急に行われたい。

(2) E B P Mの推進について（総合企画部企画調整課、統計課、総務部人事課）

県は、データ分析に基づいて課題等を迅速かつ的確に把握し、有効な対策を講じるため、E B P M（証拠に基づく政策立案）の推進に取り組んでいる。

例えば、県が、毎年実施している県政世論調査は、県民の県政に対する意識や意向を経年推移で把握できる重要な基礎資料であり、これらをしっかり分析し、これからの政策立案にどのように活用していくかも、E B P Mの推進に当たって、取り組むべき課題の一つである。

厳しい財政状況の中で、限られた資源を効果的・効率的に活用し、県民により信頼される行政を展開していくために必要な取組として、早期に全庁的な対応が望まれる。

については、E B P Mを政策立案に当たっての課題把握から、目標設定、有効な対応策の選択、効果の検証、施策見直しへと至るマネジメントサイクルの中で捉え、県政の各分野で有効に活用できるように取り組まれたい。

併せて、E B P Mを推進するための人材の確保・育成や、データ利用を行いやすい環境整備についても、目標を定めて計画的に取り組まれたい。

(3) 地籍調査事業の一層の推進について（総合企画部県民活動生活課、琵琶湖環境部森林政策課）

本県の地籍調査進捗率は、平成30年度末において、14%と全国平均52%を大きく下回っており、全国順位も40位と低い状況である。

地籍調査が行われていないと、土地の境界が不明確であるため、災害時の迅速な復旧や土地の有効的・効率的な利活用を図る上で、弊害が懸念される。

このため、土地所有者などに、地籍調査の重要性・有用性を十分に認知していただくため、市町と連携して、

啓発活動の更なる充実強化に努められたい。

併せて、積極的な情報提供等、市町への支援を充実するとともに、調査休止市への事業再開に係る支援に取り組まれたい。

また、特に進捗率が1.4%と著しく低い林地について、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく取組を担う市町との連携を密にし、境界の明確化に係る取組を加速化されたい。

(4) 働き方改革の更なる推進について（総務部人事課）

県では、「県庁における健康経営計画」に基づき、全庁を挙げて働き方改革に係る取組を実施しているが、平成30年度においては、7月豪雨やCSF（豚コレラ）への対応や、選挙事務等の増加要因により、知事部局の職員一人当たりの月平均時間外勤務時間数は、18.6時間と対前年度比で4.5%増加した。

また、平成30年7月に人事委員会が実施したアンケート結果において、時間外勤務の発生理由として、「業務量が多いこと」が多く選択されるなど、働き方改革の取組は道半ばと考えられることから、引き続き、業務内容や事務執行プロセスの見直しはもとより、業務量そのものの削減、業務量に応じた人員配置に取り組む必要がある。

については、時間外勤務の多い所属において、業務に精通したOB職員を繁忙期に雇用するなど、正規職員の負担軽減や生産性の向上に資すると考えられる柔軟な対応について検討されたい。

併せて、更なる事務の効率化を図るため、係・室といった小規模単位で、毎週末に1週間の事務の総括と、翌週の事務の予定等について職員間で情報共有を行うなど、より効果的な手法を取り入れるよう検討されたい。

(5) 第一次産業の担い手確保・育成について（琵琶湖環境部森林政策課、農政水産部農業経営課、水産課）

県では、農業、林業、漁業など、第一次産業の維持・発展を目指して、様々な施策が実施されているが、担い手の減少により、後継者の確保・育成がますます困難になっているとともに、高齢化や人口減少の更なる進展により、今後10年後、20年後を展望すると、業としての維持・存続が懸念される状況も見受けられる。

については、多面的な価値を有する第一次産業を持続的に将来に引き継いでいくために、就業者の人口構成や年次推移、今後の見通し等について、市町や関係団体と連携して、きめ細かなデータの収集・分析を行い、関係者と共有されたい。

その上で、集約化や6次産業化の促進とともに、他分野と連携したまちづくりの魅力発信を支援することなどにより、新規就業者の確保・育成に積極的に取り組まれたい。

(6) 事業所における歯科口腔保健に係る取組の強化について（健康医療福祉部健康寿命推進課）

県においては、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「滋賀県歯科保健計画－歯つらつしが21（第5次）－」に基づき、生涯を通じた歯科保健医療対策を推進するため、各ライフステージに応じた対策を推進している。

そうした中で、高等学校卒業後は、歯科健診の機会は少なくなり、平成28年度滋賀県歯科保健実態調査結果によると、従業員に対する歯科健診を実施していない事業所が87.3%となっており、職場での歯科口腔保健に関する意識向上のための啓発活動や具体的な目標を達成するための口腔の保健行動などの取組は不十分と思われる。

また、同調査結果によると、60歳代で噛むことに満足している人の割合は39.2%であり、第4次計画策定時の59.4%（平成21年度調査）よりも減少している。

歯と口腔の健康は、糖尿病等の生活習慣病の予防に寄与し、認知症との関連も報告されていることから、県として、県内事業所に対し、スピード感を持って、歯科口腔保健に係る取組を推進されるよう、目標を定めて積極的に働きかけられたい。

(7) 介護人材の確保、育成および定着について（健康医療福祉部医療福祉推進課）

県において、2025年には24,200人の介護人材の需要が見込まれているが、その時点で約3,400人が不足すると見込まれている。

不足する人材の確保について、県では生産年齢人口が減少し、高齢者と介護を必要とする者が増加していく中、介護人材の需要の増加が見込まれる。しかしながら、中長期的には若い人材の確保は難しくなることが予想されるため、将来を見据えて、外国人介護人材の確保・育成も大きな柱となると考えられる。

一方、平成30年度介護労働実態調査結果によると、県内の介護職員の離職率は15.0%で、全国平均15.4%と同水準ではあるが、退職理由では「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方への不満」が、全国平均16.5%を上

回る21.4%となっており、法人や施設が掲げる崇高な理念と現実とのギャップに意欲を失くす者も多いと推測される。

については、介護人材の確保・育成について、年次目標を定め、より具体的・実効性のある対策を検討されたい。

併せて、理事長や施設長などに対し、福祉の原点を再認識する研修を実施するなど、介護人材の定着に資する取組を推進されたい。

(8) 日本農業遺産の活用について（農政水産部農政課）

地域における農林水産業の活性化に向けた取組の一環として、県が、地域の生産者、消費者、市町等とともに設立した「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」において、世界農業遺産の認定に向けた取組を進めているが、その過程において、平成31年2月に、「琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業」が「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として日本農業遺産に認定されるとともに、世界農業遺産の候補として承認された。

県では、この認定を県産物の高付加価値化、観光振興等につなげようと取組を進めている。

取組に当たっては、農林漁業者自身が、この認定をどのように捉え、どのように活用していこうとしているのか、個々の農林漁業者の意欲向上につながっているのかを把握することが重要と考えられる。

については、日本農業遺産の認定を契機に、農林漁業者が主体的に行動し、自ら発信者となることによって、県内の農林水産業が活性化され、さらに、所得向上や意欲向上につながるよう、県としても支援されたい。

(9) 道路の適切な維持管理について（土木交通部道路課）

近年、道路の安全対策の重要性が注目されているが、通学路はもとより、その他の道路においても、道路の管理瑕疵が発生しないよう、最善の点検を実施し、道路管理者としての責任を果たすことが必要である。

また、本県では自転車によるピワイチも推奨しており、200kmにも及ぶルートでの点検も重要であることから、2015年よりこれらのルートでの点検と必要な修繕を実施しているが、今後、ピワイチ参加者の増加が見込まれる中、継続的な点検の実施とともに、事故等の危険が予測される箇所への対策も求められる。

さらに、近年、頻発化・甚大化する地震、風水害等の自然災害による毀損への対応も必要となる。

については、こうした状況を踏まえて、道路管理者として、どこまでの管理が求められるのか、判例等を検証するとともに、最新の技術水準に応じた点検・対策がなされているか、確認されたい。

併せて、その検証・確認結果について、市町道の管理主体である市町への情報提供にも努められたい。

(10) 学校における働き方改革に係る取組の強化について（教育委員会事務局教職員課）

県教育委員会は、平成30年3月に「学校における働き方改革取組計画」を策定し、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」や「部活動指導員促進事業」など新規事業の取組を進めてきたが、目標達成には至っていない。

スクール・サポート・スタッフの配置は、小中学校で教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境整備や教員の超過勤務の要因を軽減できる方策として非常に有効だと考える。

県は「配置は市町が行い、県はそれを支援するものであり、市町の事業に全て応えられている」と説明されるが、平成30年度の実績延べ人数は、12市町で71名、延べ実績時間数は24,256時間、県から市町への補助金（3分の2）の額は15,552千円にとどまっており、働き方改革への県のより強いリーダーシップの発揮を求めるものである。

令和2年度には小学校で外国語科の教科化やプログラミング教育の必修化が予定されるなど、教員の業務は年々増える傾向にあり、策定された取組計画について、学校現場から「超勤縮減を実現する道筋が見えない」などの声が上がらないように、スピード感を持って、スクール・サポート・スタッフの配置の充実を図り、働き方改革の目標達成に向けて、取組を強化されたい。

(11) 児童生徒が学習に集中できる環境づくりについて（教育委員会事務局高校教育課、幼小中教育課、特別支援教育課、生涯学習課、保健体育課）

児童生徒が確かな学力を育むためには、授業や家庭学習を充実させ、児童生徒に学習習慣を身につけさせることが重要である。

併せて、成長期の子どもにとっては、生活リズム、生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下と密接に関係していることから、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成することが重要であり、県では「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動に取り組んできた。

また、平成30年9月には文部科学省から、教科書やその他教材等が過重になることで、児童生徒の身体の健やかな発達に影響が生じかねない等の懸念などから、児童生徒の携行品の重さや量について、改めて検討を求める旨の事務連絡が発出されたところでもある。

こうした状況に鑑み、児童生徒の健やかな成長を促し、学習に集中できる環境づくりを進める上で何が求められているのか、その対応ができてきているのかという視点で、今一度、各学校現場の実態調査等を行うとともに、その結果を保護者と共有することが重要と考えられる。

については、こうした実態把握を踏まえ、学校設置者、教育委員会、学校長、保護者、関係団体等、子どもに関わる全ての主体が連携して、児童生徒が学習に集中できる環境づくりに向けた必要な施策が行われるよう、県がリーダーシップをもって、積極的に働きかけられたい。

監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年12月9日

滋賀県監査委員	大野和三郎
〃	平岡彰信
〃	奥博
〃	藤本武司

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	大津・高島子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成31年2月22日
監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の結果	児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入について、平成30年12月末日現在の収入未済額（繰越分）は、前年同期に比べ845,565円増加し、1,624,385円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成30年12月末日現在の収入未済額（繰越分）1,624,385円について、未納者に催告を行うとともに分納を促した結果、106,400円（令和元年8月末日現在）を収納することができた。 また、長期未納者に対して積極的な財産調査を実施しており、平成30年度は18件中6件について納入が著しく困難と認められたことから執行停止を行うなど、資力に基づく適切な不能欠損処理に努めた。 残る未済額についても、文書による督促に加え、児童福祉司との面接の機会も利用して滞納理由を確認するなど、債務者への納入指導を引き続き行っていく。 併せて、新規に入所措置を行う児童の保護者に対して、負担金納入についてわかりやすい資料を用いて丁寧な説明を行うとともに、口座振替の利用を促すなど、新たな収納未済の発生防止に努めていく。

監査執行対象機関名	大津商業高等学校
監査執行年月日	平成31年1月21日
監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の結果	扶養手当の支給において、認定誤りにより平成24年2月から正当支給額を上回って支給され、695,117円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	扶養手当の支給において、当初から所得要件を超えていた者を被扶養者として認定していたことにより過払いとなっていた事例について、平成30年12月に扶養手当の認定取消を行った。この取消に伴い、5年前に遡り、517,068円の戻入措置を行い、令和元年9月3日に完納した。 当認定誤りの原因である遺族年金については、所得証明書にあがらず、自己申告に頼らざるを得ないことか

ら、校内の電子掲示板に文書を掲示して注意を促した。

また、他の職員の認定内容についても、同様の誤りがないか確認するとともに、手当の確認時には昨年度までは利用していなかった扶養手当確認シートを利用し、支給誤りのないよう努めていく。

監査執行対象機関名	水口東高等学校
監査執行年月日	平成31年2月8日
監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の結果	
<p>扶養手当の支給において、認定誤りにより平成26年8月から正当支給額を上回って支給され、450,874円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>扶養手当の認定の際、扶養親族に年金の他に営業所得や不動産所得があるにもかかわらず確認が不十分だったため、扶養手当等について平成30年12月末現在450,874円が誤って支給されていたものであり、速やかに扶養手当の認定を取り消すとともに、過払いとなっていた扶養手当等の全額について戻入の手続きを行い、平成31年2月に完納した。また、他の職員の認定状況についても再度確認を行った。</p> <p>今後は、年金以外の所得がある扶養親族の扶養手当について、認定時や事後確認時に必要書類である所得証明書に加え、より正確な判断を行うため、扶養手当確認シートの提出の際に必要な応じて確定申告書の写し等の書類の提出を求めるなど、同様の誤りが生じないよう適正な事務の執行に努めていく。</p>	

監査執行対象機関名	長浜警察署
監査執行年月日	平成31年2月22日
監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の結果	
<p>職員の不注意による公用車の事故が5件（県過失割合100%3件、90%1件、80%1件）が発生し、保険を含めて1,210,213円が支払われているほか、公用車に損害が生じ、相手方にも損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>いずれの公用車事故についても、職員の不注意により安全確認が不十分であったため発生したものであり、今後も更なる職員への交通事故防止への意識付けや車両の適切な管理に努めていくため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼時や毎月の全体集会等あらゆる機会を通じて、幹部による事故防止のための具体的な指示や、出発時における声かけの励行 ・ 朝礼時に職員による「ヒヤリ・ハット体験」の発表や「安全運転五則」の唱和 ・ 適正な物品管理の観点から、毎日の朝礼後の車両点検および毎日幹部立会いのもと公用車の一斉点検を実施している。 <p>以上の取組に加え、幹部職員を交えた公用車事故防止に関する小集団検討会を令和元年10月に実施しており、今後も引き続き公用車事故の発生ゼロを目指した事故防止対策を徹底し、車両の適切な維持管理に努めていく。</p>	

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の意見	
<p>(1) 来館者の増加に向けた取組の推進について（琵琶湖博物館）</p> <p>琵琶湖博物館（以下「同館」という。）の平成30年10月末時点での来館者総数は1,049万人に達し、県立の博物館としては全国トップクラスの来館者数を誇り、琵琶湖を有する滋賀県を象徴する施設である。</p> <p>同館は、平成25年度に策定した「新琵琶湖博物館創造基本計画」に基づき、順次リニューアル工事を進めており、これまで、第1期・第2期のリニューアル工事が実施されている。また、現在、第3期リニューアル工事に係る検討がなされているが、第3期リニューアル工事に係る概算事業費を含めると、総額約29億円が投入されることとなり、費用対効果の観点において、更なる来館者増加のための取組が求められる。</p> <p>同館は、県外からの交通アクセスに恵まれた場所に立地しており、特に近隣の京阪神地域については、更</p>	

なる来館者が見込まれることから、とりわけファミリー層等の誘客促進に向けて、テレビや情報誌、スマートフォン等、各種メディアを有効に活用したメディア戦略により、広報活動の充実強化に努められたい。また、同館を観光ルートに盛り込むことにより、観光客の誘致促進につながると考えられることから、琵琶湖の観光船とのタイアップ等、観光面における取組の充実強化を図られたい。

併せて、調査研究を行う機関として同館が取り組んできたセミナーや論文、研究成果について、県民をはじめ広く一般の方々に、より分かりやすく伝える方法について検討されたい。また、琵琶湖を有する本県ならではの取組として、学習船「うみのこ」による環境学習が実施されているが、環境学習のより一層の深化の観点からも、「うみのこ」と連携した取組や、県内の児童・生徒の来館を促進するためアクセス面を充実する取組など、更なる魅力発信に資する取組についても検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

当館では、3期6年にわたるリニューアルのうち、これまで第2期まで完了している。平成30年度の来館者数はリニューアル前より13万人余り増加しており、特に平成30年11月の樹冠トレイルオープン以降は対前年同月比でプラスを維持（令和元年8月末現在263,794人、対前年114%）している。リニューアルの発信と、びわ博フェスやアトリウムコンサートなど話題性のある行事を発信することにより、来館者の更なる増加に向けて取組を行っている。

来館者の増加に向けたメディア戦略として、情報誌やテレビ（CMや博物館からの生中継、番組告知等）のほか、ネット広告の活用により淀川流域のファミリー層に向けて効果的に周知を行うとともに、平成31年4月からはInstagramを開始し、博物館情報を広く、積極的に発信している。

観光客の誘致促進に向けては、今年の夏休み期間中、琵琶湖の観光船とコラボレーションし、船内に博物館の資料を展示するなどにより、当館への来館促進を図った。令和元年度後半には旅行会社との連携により、博物館を使った旅行商品の企画や、博物館と観光施設の連携企画を予定している。

研究成果の発信については、リニューアル工事の展示製作の中で、所蔵資料や造形物、映像等を使って調査研究成果をわかりやすく伝える工夫を行っている。また、新聞における当館の連載記事（令和元年10月現在4紙に掲載中）において、積極的に調査研究成果を盛り込むこととし、論文等については、報道機関に向けてより一層積極的に資料提供を行っていくこととした。加えて、SNSや地元紙、雑誌等での研究成果の発信を検討するとともに、これまで行ってきた企画展示、新琵琶湖学セミナー、ブックレットなどの媒体においても、よりわかりやすい解説を行うよう取り組んでいる。

「うみのこ」による環境学習においては、事前学習や事後学習に博物館を利用し、学習効果を高めるよう児童の来館を促している。また新船「うみのこ」では、Web会議システムを使い、当館から直接、観察や交流、解剖実習、講話などの通信授業を乗船している児童に向けて行っており、令和元年度においては9月に1回実施したところである。

また、県内の児童生徒の来館促進については、「ホールの子」事業と連携することによりアクセス面を充実している。令和元年度は23校が来館され、対前年度比で5校の増となった。

令和2年7月にはリニューアル工事が完了し、グランドオープンを迎える。生まれ変わった琵琶湖博物館の新たな魅力を効果的に発信することで、より多くの方に足を運んでいただけるよう、更なる取組を進めていきたい。

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の意見	<p>(2) 展示の充実と来館者の増加に向けた取組について（平和祈念館）</p> <p>平和祈念館は19年間の準備期間を経て、平成24年3月に「語りつぐ 平和へのねがい」を指針として開館した。</p> <p>これまで、戦争体験の聞き取り調査や35,000点に及ぶ資料の収集を実施されてきたところである。戦争体験者の話されている姿を映像として記録し、展示することで来館者等はより当時の状況を感じることができることから、できるだけ多くの方の映像を記録されるとともに、映像の放映の更なる充実を図られたい。併せて、展示事業においては、パネル展示が目立つ状況にあることから、収集資料の整理を進め、少しでも多く展示できるよう展示スペースの拡張や展示方法を検討されたい。</p> <p>また、開館当初（平成24年度）に37,350人あった来館者数については、平成29年度には19,491人まで落ち込んでおり、一方で出前講座の利用者数は、平成24年度は5,622人であったものが、平成29年度には10,149</p>

人まで増加している状況である。出前講座等の実施により利用者の増加に努力されているところであるが、来館者が減少傾向にあることから、一層魅力ある平和祈念館を目指し、全国にある類似の都道府県立施設等とのネットワークを生かすとともに、一人でも多くの人に戦争の悲惨さや平和の尊さを知ってもらうために、県内外の学校、自治会、各種団体や旅行者との連携や、広報活動を強化することにより当館の存在を多くの県民に認知されるよう取り組むことで、来館者の増加につなげられたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

年々、戦争体験者の数が少なくなっていく中、証言を映像として記録し、資料として様々な方に見ていただくことは、非常に重要であることから、当館では平成24年度から、戦争体験者証言映像を編集し、DVDにより各方面での視聴資料としていただけるよう取り組んできた。このように、証言の映像記録を作成するとともに、展示の一部としての上映や、自治会等への無料貸出、出前講座や来館学習での視聴や、教材への活用などの取組を、今後も進めていく。併せて、「滋賀県平和祈念館 第二期計画」に基づき来年度から、館内における図書映像閲覧機能の拡充も図ることにより、多くの方が目にできるように努めていきたい。

収集資料の整理については、これまでも計画的に進めてきており、令和元年度には、基本展示の増補改訂を予定している。その中で、これまで寄贈していただいた実物資料の常設展示化や、展示スペースの拡張や展示方法の見直しを検討し、実施することとしている。

来館者の増加に向けて、新たに館の案内チラシやポスターを作成し、県内外の学校、自治会、各種団体、医療関係施設、旅行者など様々な業種、地域、機関などに、当館の活用や来館を促す広報活動を行ったことにより、令和元年度上半期においては、来館者は対前年度比で102%と増加している。更なる来館者の増加に向けて、今後も幅広くかつきめ細かな広報活動を実践していく。

また、これまでから県内各博物館施設等から展示品を借用するなど展示の充実に努めているが、平成30年度は他府県の類似施設（舞鶴引揚記念館）から、世界記憶遺産にかかる貴重な資料を貸与いただいた。こうした資料の利用においても、県内外の博物館施設等や全国にある類似の都道府県立施設等とのネットワークを生かし、魅力ある展示に努めていく。

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
-----------	------------

監査の意見

(3) 本県における工業技術支援拠点のあり方について（工業技術総合センター、東北部工業技術センター、モノづくり振興課）

東北部工業技術センターには、長浜庁舎と彦根庁舎が設置されているが、両庁舎とも、建築後40～50年を経過しており、建物全体の老朽化が著しく耐震診断により耐震化が必要との結果も出されている。また、平成28年度包括外部監査の意見を受けて、平成29年度に開催された「東北部工業技術センター在り方懇話会」では、「機能を充実して、統合して建て替えることが望ましい。産業界が利用しやすいことが最も重要」等の意見が出されたところである。

については、こうした経緯を踏まえて、企業の利便性等に鑑み、両庁舎の統合により、東北部工業技術センターのワンストップサービス化等、機能の充実強化について具体的な検討を進められたい。

また、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターでは、企業の新製品開発や品質管理等の支援に供するため、各種試験分析機器や試作加工機械の開放業務を行っているが、試験研究用機器類の老朽化等により、企業からの今日的な技術ニーズに対応できないケースが生じている。こうした状況に対応するため、センターでは、年度ごとに予算の範囲内で機器更新計画を策定し更新を図っているが、非常に厳しい県の財政状況の下、主として外部資金や国の補助金等に拠所している状況である。平成30年度には、外部資金が採択されなかったことにより、機器の整備・更新が適時適切に行われず、その結果、企業の相談や機器利用の要望に応じられない事態が発生しており、企業の研究開発に係る機会損失が懸念される。

については、企業ニーズや高度モノづくりイノベーションに的確に対応するため、機器整備に係る的確な現状分析を行うとともに、外部資金や国の補助金等のもとより、一般財源や基金の活用も含めた財源確保策や計画的な機器の整備・更新について検討されたい。

また、工業技術総合センターは、以前、財団法人日本発酵機構余呉研究所（以下「研究所」という。）で実施されていた発酵に関する調査研究の成果等の一部を引き継いでいるが、研究所の研究の成果が、現在、どのように活用されているのか見えにくい状況にある。

については、県では健康しがを標榜し、健康寿命の延伸を県の課題として取組を進めているところであり、この機会に研究所から引き継がれた研究成果を今一度評価し直し、これらを生かした取組の方策について検

討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（工業技術総合センター、東北部工業技術センター、モノづくり振興課）

東北部工業技術センターについては、令和元年5月に開催した「東北部工業技術センター在り方懇話会」の結果を踏まえ、両庁舎を統合し新庁舎を建設する方向で検討しており、統合後の姿について、より具体的な検討を進めるとともに、候補地の調整を進めている。

両センターでは、機器の老朽化に対応するため、機器整備計画を策定し、毎年度、機器整備計画を見直すとともに、県の厳しい財政状況の下、国等の外部資金を獲得する中で、機器の更新を行っている。引き続き、県の各種基金を含めた県財源のほか、国の産業政策動向を注視しつつ、様々な外部資金の活用可能性を探るなど、新たな財源の確保策についても検討を進めていく。

工業技術総合センターでは、日本発酵機構余呉研究所の研究成果として引き継いだ、世界の酒類の中でも極めて高度な発酵技術を用いる日本酒醸造に取り組むとともに、県オリジナル日本酒醸造用酵母についても培養・分譲を引き続き行い、独自に開発した酵母とあわせて、県内蔵元への普及を図ってきた。平成29年度には県内蔵元の酒造技術の高度化と酒質の向上を目指した日本酒醸造試験室を整備し、香りの高い日本酒を醸造する新規酵母の開発とこれを活用した新酒の開発に取り組んでいる。引き続き県内蔵元による新酒開発への支援を加速させるとともに、酵母や乳酸菌等の微生物の働きを活かした機能性食品についても検討していきたい。

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監 査 の 意 見	
<p>(4) キャトル・ステーション事業の一層の推進について（畜産技術振興センター、畜産課）</p> <p>近江牛については、肥育素牛の多くを県外から購入しており、子牛価格の高騰が続く中、安定確保に向けた地域内一貫生産体制の強化を図る必要がある。</p> <p>こうした状況に鑑み、県は畜産技術振興センターが担う従来の繁殖雌牛供給機能に加え、乳用牛への和牛胚移植の推進により、和牛子牛の生産頭数の増大とともに、酪農家の収益性向上を図るため、土地造成費・工事請負費等、総額7億9千9百万円をかけて、センター内に和牛子牛の哺育・育成の拠点となるキャトル・ステーションを整備し、平成30年7月より事業を開始した。</p> <p>当該事業については、センターの高能力繁殖牛群から生産した経腔採卵・体外受精胚を県内酪農家に販売し、胚移植により生産された和牛子牛をセンターが購入し、キャトル・ステーションで一定期間哺育・育成した後、近江牛生産農場に販売する仕組みとなっている。</p> <p>平成31年1月末時点の和牛子牛の購入状況は、当初計画150頭に対し、17頭と計画値を大幅に下回っている。</p> <p>県は、和牛胚移植の取組が進まず、和牛子牛出生頭数を確保できなかったことを要因としているが、多額の経費をかけて整備した当該施設の有効活用や酪農家の収益性確保という事業効果の観点から、和牛胚移植の実績向上等、現状の課題を踏まえた、実効的な取組が強く求められる。</p> <p>については、詳細な要因分析により、現状の課題を明確にするとともに、経済性、効率性、有効性の観点から、和牛胚移植の実績向上につながる実効的な取組について、早急に検討・実施されたい。</p>	
<p>当該監査の意見に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>（畜産技術振興センター、畜産課）</p> <p>和牛胚移植が進まない理由として、「移植対象となる乳用牛の飼養頭数が減少していることに加え、乳用初妊牛価格高騰により、乳用雌牛の生産を優先していること」、「交雑種子牛価格も高値で取り引きされ、和牛子牛生産のメリットが低下していること」、「通常的人工授精に比べて受胎率が悪いこと」、などの要因があると分析している。</p> <p>キャトル・ステーションについては、近江牛の地域内一貫生産体制を構築するための拠点と位置づけており、施設の有効活用を図り、県産素牛の生産拡大につなげるため、胚移植による生産子牛に加え、和牛繁殖農家からの子牛や、和牛胚の移植対象となる乳用雌子牛などの受け入れを拡大する取組も開始したところである。</p> <p>令和元年10月18日時点の子牛購入状況は、53頭と当初計画を下回っている状況であるが、自動哺乳システムや自動給餌装置などを活用した良質な子牛生産を実証しながら、利用促進を図っていく。</p> <p>また、胚移植が進まない課題に対しては、酪農生産基盤の強化に加え、新たに胚移植対象牛確保のための交雑種雌牛への移植を推進するとともに、令和元年11月に、効率的な移植のための低温保存胚の供給開始や家畜</p>	

人工授精師を対象とした受胎率向上研修を実施するなど、実効性のある対策を進めることとしている。

監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の意見	<p>(5) 聴覚障害教育のセンター的機能の充実・強化について（聾話学校）</p> <p>医療技術の進歩を背景に、人工内耳やデジタル補聴器が普及し、聴覚障害のある子どもの聞こえの改善が進み、インクルーシブ教育システムの進展とともに、地域の学校に聴覚障害のある子どもたちが数多く在籍するようになり、在籍する学校においては、子どもの障害の程度や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援が求められている。</p> <p>その一方で、県立聾話学校においては、在籍する子どもたちが減少するという形で、その影響が現れるようになったものの、これまでの教育活動で培ってきた「聴覚障害のある子どもに対する指導の専門性」をもとに、聴覚障害教育のセンター的機能を持つ県内唯一の教育機関として、地域の学校が抱える聴覚障害に関する多様で、かつ専門的な教育課題に対応するために、学校に対し必要な助言・支援を行うことがこれまで以上に求められている。</p> <p>については、在籍する子どもたちが減少する中であっても、聴覚障害教育に関する専門性の維持・向上に努められたい。さらに、地域の学校で学ぶ聴覚障害のある児童・生徒について、個別の教育的ニーズに的確に対応できるよう、地域の学校の教員への支援機能や相談、情報提供など、聴覚障害教育のセンター的機能の更なる充実・強化に取り組まれたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>平成31年4月より「県下の聴覚障害のある乳幼児・児童・生徒、またその保護者および関係諸機関に対して、聴覚特別支援学校としての専門性を生かし、聞こえとことばに関わる教育相談や個々のニーズに応じた教育的支援、聴覚障害の理解、啓発を行うこと」を目的として聴覚障害教育支援センター（以下「センター」という。）を本校内に立ち上げ、滋賀県唯一の聴覚特別支援学校としての責任を持ち、その役割を担う機関として本校を位置付けることができた。</p> <p>本校は、教員の聴覚障害教育に関する専門性の維持・向上を図るため、研究部が軸となり全校における研究・研修、各部における実践研究を継続して推進している。</p> <p>全教員を対象とした年12回の校内基礎講座の設定、各学部における月1回の研究会の開催、各学部の研究を共有するまとめ研究会の開催に加え、校外で実施される近畿聾教育研究会等の研究会にも主体的・積極的に参加し、聴覚障害教育を取り巻く情勢や教育技術を校内で共有し、実践につなげるよう努めている。</p> <p>また、本校は、センターとして小児保健医療センターにて診断を受けた0、1、2歳児の相談を受け、地域の療育センターと連携しながら、本校の専門性を生かした助言を行っている。全県の小中学校、高等学校および特別支援学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒に対する相談支援を行い、補聴器の取扱いや聞こえに対する手立てなどの助言も行うほか、難聴特別支援学級担任を対象とした研修や本校の研修を公開するなど、専門性の発揮に努めている。</p> <p>今後は、「地域の信頼にこたえるべき、より高い専門性の維持」、「0、1、2歳児の教育相談の充実」、「通級指導教室の充実」、「地域、難聴学級に対する教育相談や支援の充実」といった取組を通して、聴覚障害教育に関する専門性の維持・向上およびセンター的機能の更なる充実・強化に努める。</p>